農業資材審議会農薬分科会 第 13 回議事録

農林水産省

第 13 回農業資材審議会農薬分科会議事次第

日 時:平成24年1月18日(水)10:00~10:59

場 所:農林水産省第2特別会議室

1 . 開会

挨拶

- 2. 議事
- (1) 諮問

農薬取締法第9条第2項の規定により販売を禁止する農薬の指定について(諮問)

- (2) その他
- 3 . 閉会

○農薬対策室長 おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第 13 回農業資材審議会農薬分科会」 を開催させていただきます。本日は御多忙の中、各委員の皆様には御出席を賜り、誠にあ りがとうございます。

事務局を務めます農薬対策室長の瀬川です。分科会長に議事をお願いするまでの間、司 会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

本日の分科会ですが、公開で開催するということになっております。傍聴の方にも出席 していただいております。

昨年4月に農業資材審議会の委員の改選がありました。本日は、まず各委員の皆さんを 紹介させていただきたいと思います。お手元に資料2として農業資材審議会農薬分科会委 員名簿を配付させていただいております。こちらもご覧いただければと思います。委員名 簿の順番に従って紹介させていただきます。

安藤委員でございます。

小島委員でございます。

福林委員でございます。

宮本委員でございます。

山野委員でございます。

山本委員でございます。

吉田委員ですが、本日出席していただけるという連絡を受けておりますが、5分ぐらい 遅れるということで、来られましたら改めて御紹介したいと思います。

上路臨時委員でございます。

大森臨時委員でございます。

塚田臨時委員でございます。

中村臨時委員でございます。

永吉臨時委員でございます。

根岸臨時委員でございます。

福山臨時委員でございます。

堀江臨時委員でございます。

国見専門委員でございます。

牧野専門委員でございます。

なお、矢野臨時委員でございますが、本日は所用により欠席させていただくという連絡 をいただいております。

吉田先生がちょうどいらっしゃいましたので、改めて紹介させていただきます。吉田委員でございます。

それでは、本分科会の成立についてでございますが、農業資材審議会令第7条第1項の 規定に、委員と臨時委員の過半数にご出席いただいた場合は、会が成立すると規定されて います。本日は委員と臨時委員合わせまして16名のところ、15名の方に御出席をいただ いておりますので、本分科会は成立しておりますことを御報告させていただきます。

最初に、消費・安全局農産安全管理課長の朝倉から挨拶を申し上げます。よろしくお願いします。

〇農産安全管理課長 朝倉でございます。お久しぶりでございます。よろしくお願いいた します。

第 13 回農業資材審議会農薬分科会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、本日、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。また、日頃より農林水産行政とりわけ農薬行政の推進に御指導、御助言を賜りまして、誠にありがとうございます。

昨年は、国難とも言うべき東日本大震災がございまして、今年は省を挙げて、1次産業の復興に取り組もうと、大臣が先頭に立ってやろうということが年頭にございまして、我々も放射性物質の対応も含めて、対応していきたいと思っているところでございます。

昨年の事故の際には、農薬なども港などのストックポイントのところで被害に遭って、ちょうど春先だったものですから、東日本の水稲などの作付の際に農薬や肥料の供給とかあるいは一部、倉庫が被害に遭って、農薬が流れてしまったのではないかということで、業界の方に調査をしていただくとか、大変協力をいただきましたし、津波の被害に遭ったところなどの管理のために、そういったところ向けの農薬の登録も急いでほしいとの要請を受け、そういった対応もやらせていただきました。

農林水産行政全般につきましては、「食料・農業・農村基本計画」の下、戸別所得補償あるいは食の安全、消費者の信頼の確保あるいは農山漁村の6次産業化ということで取り組んでおりますし、ちょうどブロック会議で我々各地方に赴いているのですけれども、昨年10月に「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」というものをとりまとめました。この取組方針をどうするかということを昨年12月末に公表させていただいておりますが、この中には日本農業の持ち味の再構築という項目がございまして、食品の安全性を向上させる施策あるいは地域特産物の適切な防除のために、農薬の登録を拡大するという方策も位置づけておりまして、より安全な農薬の確保あるいはその適正な使用に向けた施策に取り組んでいるところでございます。

農薬行政をめぐる動きとしましては、ここ数年コーデックス、あるいは OECD における国際基準と国内制度の調和といった課題、あるいは科学に基づいて透明性の高い行政を目指した施策の実施ということで取り組んでいるところでございます。

この審議会でも以前御報告させていただきましたけれども、平成 21 年9月には「我が 国における農薬登録制度上の課題と対応方針」というものをとりまとめ、それに基づいて 具体化の作業をしているというところでございます。例えば農薬登録に係る作物分類をどうするかとか、登録申請書の様式の改善、あるいは要求試験ガイドラインの見直し等々、いろいろな項目について優先度をつけて、やっているところでございます。また適正使用についても、残留農薬の超過事例などが出ているということで、都道府県に対して適正使用を再度徹底するという取組も行っているところでございます。

本日は、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の中で、規制対象物質が追加されるということでございまして、それに伴いまして、農薬の販売の禁止を定める省令の改正について御審議いただくこととしております。非常に重要な課題でございますので、委員の皆様におかれましては、御審議のほどよろしくお願いいたします。

最後になりますが、農業生産の現場において、より安全で質の高い農産物を供給していくためにも、病害虫防除というものは不可欠でございまして、その病害虫防除の中でも、 農薬は重要な資材であり、その安定供給は重要な課題でございます。そういったことで、 我々も取り組んでいるところでございますが、引き続き委員の皆様方の御指導、御助言を よろしくお願い申し上げて、挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○農薬対策室長 ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に本日の配付資料の確認をさせていただきます。一番上に 配付資料一覧という紙があると思います。これに沿って確認させていただきます。

資料1として、本日の議事次第。

資料2として、農業資材審議会農薬分科会委員名簿。

資料 3 として、販売禁止農薬について、というタイトルがついた資料があると思います。 こちらにつきましては、中に資料 3 - 1 、 3 - 2 、 3 - 3 が合わせてとじてあります。

資料4として、今後のスケジュール。

以上が資料でございます。

参考資料1として農薬取締法、参考資料2として農業資材審議会令を配付させていただいております。

よろしいでしょうか。もし資料の落丁がございましたら、審議の途中でも結構ですので、 事務局までお知らせしていただければと思います。

本日、報道関係者の方がもしいらっしゃいましたら、カメラ撮りはここまでとなります ので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行は農薬分科会長にお願いいたします。分科会長につきましては、既に互選により山本廣基委員に御就任いただいております。それでは、山本分科会長、よろしくお願いいたします。

○山本分科会長 それでは、一言ご挨拶申し上げます。

おはようございます。今日は早朝からこうして分科会にお集まりいただきまして、本当

にありがとうございました。

先ほど、室長の方からございましたように、互選によって分科会長を拝命しております 山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この農業資材審議会農薬分科会もしばらくぶりで、この前はいつだったかなと思って、 なかなか思い出せないのですが、この間環境省との合同委員会で、特定農薬の件で審議が あったなと、1年ぐらい前になるのかなと承知しております。

ただ、先ほどの課長のご挨拶の中にもございましたように、農業生産にとって非常に重要な資材である農薬のことを審議していただくわけでございますので、慎重に審議していただきたいと思っています。

今日は、先ほどございましたように、販売禁止農薬の省令改正ということで御審議いた だくということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、農薬取締法第9条第2項の規定により販売を禁止する農薬の指定ということで、大臣から諮問を受けております。このことについて審議することになってございます。

それでは、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○農薬対策室課長補佐 農薬対策室の石岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、資料3をご覧ください。販売禁止農薬について、という表紙がございます。

1ページ目、資料 3 - 1 をお開きください。本日は販売を禁止する農薬に関しまして御審議をお願いしたいと思ってございます。始めに、諮問文を読み上げさせていただきます。

23 消案第 4887 号

平成 23 年 12 月 26 日

農業資材審議会

会長 矢野 秀雄 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

農薬取締法第9条第2項の規定により販売を禁止する農薬の指定について(諮問)

農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号) 第 16 条第 1 項に基づき、同法第 9 条第 2 項の 規定に基づく農薬の販売の禁止を定める省令 (平成 15 年農林水産省令第 11 号) の一部 改正について、貴審議会の意見を求める。

という諮問文でございます。

続きまして、2ページ目の諮問理由につきましても読み上げさせていただきたいと思います。

農薬取締法(昭和23年法律第82号)第9条第2項の規定に基づく農薬の販売の禁止

を定める省令(平成 15 年農林水産省令第 11 号)について、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs 条約)における農薬用途に関連する物質の追加に伴う所要の改正を行うため、同法第 16 条第1項に基づいて農業資材審議会の意見を求めるものである。

ということで、諮問の内容につきまして、以降補足的に御説明させていただきたいと思います。

3ページ目、「2.省令改正の趣旨」というところを見ていただきたいのですが、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約という条約がございまして、我々、この「残留性有機汚染物質」の英語の頭文字を取って、POPs 条約と呼んでございますが、この POPs 条約というのは、人や生物への毒性が高くて、環境中での残留性とか生物濃縮性が懸念される性質を有する物質を特定しまして、その製造とか使用の禁止などを規定しているという条約でございます。

具体的にもう少し詳しく書いてあるものが、7ページ目の資料3-2に「POPs条約について」ということで、概要を整理させていただいておりますが、平成16年5月に発効以来、これまで、7ページの一番下の方に書いてございます物質がこのPOPs条約上の規制対象物質ということで、指定されているというところでございます。

戻っていただきまして、3ページの2の2)のところですが、POPs条約の規制対象物質のうち、農薬用途に関連のあるものにつきましては、農薬としての使用に伴って人畜に被害を及ぼすおそれが生じることを防止する観点から、これまでも国内担保措置としまして、農薬取締法第9条第2項の規定に基づく農薬の販売の禁止を定める省令で指定しまして、その販売とか使用を禁止しているということでございます。

3)にございますが、こうした中、ちょうど昨年4月にこのPOPs条約の締約国会議というものが開かれました。この締約国会議におきまして、新たにエンドスルファンという物質、これは野菜とか果樹とかの殺虫剤によく使われていたんですけれども、このエンドスルファンという物質が新たにPOPs条約の規制対象物質に追加されました。

このエンドスルファンは、先ほど申しましたとおり、農薬用途に関連する物質でありますので、国内担保措置としまして、農薬の販売の禁止を定める省令につきましてエンドスルファンを新たに追加する改正を行いたいということが、本日の諮問内容でございます。

では、今、お話しました「農薬の販売の禁止を定める省令」とは何かというところですが、3ページの1のところに書かせていただいておりますが、農薬取締法第9条第2項におきまして、農薬の使用に伴いまして、人畜に危険を及ぼすおそれがある場合や水産動植物への被害、水質汚濁が生じることによって人畜への被害が生じるおそれがある場合などには、この「農薬の販売の禁止を定める省令」に規定することによって、農薬の販売及び使用を禁止することができるとされております。

省令の名前は、農薬の販売の禁止を定める省令となっているのですが、農薬取締法の仕組み上、この省令で販売を禁止することによって使用も禁止されるという仕組みになって

ございます。したがって、販売の禁止を定める省令に追加することによって、販売及び使 用が禁止されるということになります。

具体的には、4ページ目に、現在、農薬の販売の禁止を定める省令に記載されている物質一覧ということで、26物質ほど規定されておりまして、これらの物質を有効成分とする農薬は販売できないということになっております。ここに先ほどお話しました、一番最後に27番として書いてございますけれども、エンドスルファンを新たに追加するということでございます。

5ページ目が、このエンドスルファンを追加することによって、具体的に農薬の販売の禁止を定める省令というものはどう変わるかということを示したもので、法令上の書き方になって申し訳ないのですが、エンドスルファンと今までお話しましたが、このエンドスルファンという呼び名は ISO 名ですけれども、省令に書き込むに当たっては、この ISO 名のほかに、「六・七・八・九・・・」といった化学名とか括弧内にベンゾエピンと書いてありますけれども、日本の登録上の名称、これも併せて記載しているところであり、今回も同じようにエンドスルファンという書き方以外に化学名とかも併せてこの省令に書き込んでいるところでございます。

6ページは、これまでお話しましたことに関します法律の条文を参考につけてございます。一番最後にも参考資料1として農薬取締法の全文を載せておりますが、6ページには、今回関係しそうなところだけまとめて示させていただいております。

1つは第9条第2項のところに線を引いてございますけれども、農薬の使用に伴って人 畜に被害を及ぼす事態が発生することを防止するために必要があるときには、この農薬の 販売の禁止を定める省令をもって、販売者に対してその販売を禁止することができるとさ れているところが、今回の省令のことを規定した法律上の条文でございます。

あと、先ほど農薬の販売を禁止すれば農薬の使用も禁止されるということをお話しましたけれども、その下の第 11 条のところに、何人も次に掲げる農薬以外の農薬を使用してはいけないとされており、表示のある農薬以外を使ってはいけないこと、第 9 条第 2 項で農薬の販売が禁止されているものは使用してはいけないことが規定されております。つまり、農薬の販売を禁止する省令に規定することによって使用も禁止されるということになります。

最後の第 16 条は、本日、農業資材審議会を開いて諮問させていただいている根拠法令が 書かれてございます。

これまでの御説明と少し重複するところもあるかもしれませんが、先ほどお話しましたとおり、POPs条約の規制対象物質のうち農薬用途に関連のある物質を一覧にしたものが8ページでございます。今般のエンドスルファンを含めて全部で15ございますけれども、これらにつきましては、先ほどお話しましたとおり国内担保措置として、表の右側に書いてありますが、省令によって販売の禁止措置をとっているというところでございます。

一方、9ページは、POPs条約の規制対象物質のうち農薬用途に関係しない物質でござい

ます。これらにつきましては、農薬用途に関係しませんので、販売の禁止を定める省令に よる措置は行っておりませんけれども、別途経済産業省所管の化学物質審査規制法等の他 法令で国内担保措置をとっているという状況にございます。

あと、10ページはPOPs条約の関係条文ですので、後ほどご覧いただければと思います。

11ページの資料3-3は、今般、エンドスルファンを販売禁止の対象にすることにしておりますが、このエンドスルファンを有効成分とする農薬につきまして、これまで回収などに関してどのような取組を行ってきたのかということをとりまとめたものでございます。

もともと、このエンドスルファンを含む農薬の登録は平成22年9月をもって既に失効しております。当方としましては、22年11月に農政局や県の方が集まる会議がございましたので、そういった場でエンドスルファンを販売禁止農薬に指定する予定であるということを周知してきました。それと並行的に、農薬メーカーの方でも自社の販売網を通じまして、当該物質を含む農薬の回収に向けた取組が開始されております。

その後、先ほどお話しましたけれども、昨年4月に POPs 条約の締約国会議が開かれまして、エンドスルファンが本条約の規制対象物質に追加されたということでございます。当方としましても、昨年12月に、ここに書いてございますように、エンドスルファンを含む農薬は今後販売禁止農薬に追加される予定であって、それ以降は使用が禁じられることになることや、農薬メーカーが当該農薬を購入した農協とか販売店を窓口としまして自主回収を行うことを関係者に周知するなど、農薬メーカーによる回収を促進する仕組みを構築したところでございます。このような取組をこれまで行ってきたところでございます。

説明は以上でございます。

○山本分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、何か御質問、御意見等ございました ら賜りたいと思います。

安藤委員、どうぞ。

- ○安藤委員 現在の回収率はどのぐらいなのでしょうか。それと一般小売用のところでの 回収率というか、これが一般小売用に出ているかどうかわかりませんけれども、そちらの 方も併せてお願いいたします。
- 〇農薬対策室課長補佐 先ほど、お話しましたけれども、ちょうど昨年 12 月に JA や都道府県の協力のもと、農薬メーカーが行う回収の取組の強化に関して通知したところでございまして、まさに現在、そういった取組を強化して進めているというところであり、現時点でどのくらいの回収率になったのか、申し訳ございませんが手元にはございませんが、今、着実に進めているといった状況でございます。
- ○山本分科会長 よろしいでしょうか。

そのほかに何かございますでしょうか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 エンドスルファンについては、農薬としての用途についてはかなり認識して

いるのですけれども、私がまだ県にいるころに、農薬とは別のもので、登録はなくなって いるはずなんですが、意外なところから動物医薬として出てきたりしているものもあった りしたようなことも経験していますので、エンドスルファンに農薬以外の用途がもしあれ ば教えていただきたいと思います。

- ○農薬対策室課長補佐 現時点で農薬以外の用途があると認識していないのですけれども、 仮に農薬用途以外のものがあれば、他法令の方で国内担保措置をとることになってござい ますので、そちらの方でしかるべき対応がされると認識しております。
- ○山本分科会長 よろしいですか。永吉委員、どうぞ。
- ○永吉委員 日本では販売を禁止するのですけれども、諸外国ではまだこの農薬を販売しているところはあるのでしょうか。もしあるとすれば、輸入作物とかに入ってくる可能性もありますね。そうすると、ポジティブリスト制とかそういうものに関連してくるはずなので、そこの規制をどのようにするかということが1つと、この COP5 の条約を見てみますと、個別適用は除外するという項目があるのですけれども、それはどういう事例なのでしょうか。それを教えていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○農産安全管理課長 網羅的には把握していないのですが、昨年9月に規制当局代表者会議がカナダのオタワで行われた際に、今回のエンドスルファンの指定に当たっては、インドとか幾つか途上国がまだ使っていて防除上不可欠だということで、臭化メチルの不可欠用途ではないのですが、一部の適用除外を残しつつリストに載せるということがあって、カナダも一部不可欠用途をしなくてはいけない作物があって、そこはやらざるを得ないんだという話はございました。したがって、エンドスルファンの場合、各国いろいろ話を聞いてみた定性的な話ですが、不可欠用途を条約の枠組みの中で申請して使うという国はあるようです。カナダもまだ使いたいと言って別な途上国から驚かれていましたけれども、というのも魚毒性が非常に強いので、日本もそうですが、河川が近くにあるようなところはみんなすごい気をつけていますので、カナダのような余りそういうものがないところは心配なく使えるのでしょうけれども、日本なんかも水質汚濁性農薬に指定されていることもあって、消費も細ってしまって、登録が先に失効してしまいました。ほかにいい剤がどんどん出てきますし、水質汚濁性農薬の場合は使いにくいということなんですが、使っている国は結構あります。

従いまして、そうなりますとコーデックスの方でも実は議論されたのですが、まだ全面禁止になっていないし一部使う国もあるとすると、コーデックスの枠組みではエンドスルファンの残留基準値を残しておこうということになっておりまして、農産物の貿易の方は引き続き、我が国の場合はインポートトレランスという仕組みもありますから、残るであろうと考えられます。

○山本分科会長 よろしいでしょうか。

- ○永吉委員 はい。
- ○農薬対策室課長補佐 あと個別の適用除外の話があったかと思いますけれども、この POPs 条約の中に、用途を限って個別に製造・使用の禁止の除外を申請できる仕組みがあり、今回の場合は附属書Aで、製造とか使用を禁止することになっているのですが、その附属 書Aの中には個別の適用除外として例えばディルドリンであれば、農作業における使用の場合は適用除外ですよとか、マイレックスであれば白アリ防除剤として使う場合は適用除外ですよと、幾つか個別に附属書の中に書かれてございます。
- ○永吉委員では、附属書を読むことですね。わかりました。
- ○山本分科会長 そのほかに何かございますでしょうか。 小島委員、どうぞ。
- ○小島委員 小島です。

2つばかり教えていただきたいのですけれども、これはどういう形で農家に使ってはいけないという周知をしているのか。例えば全戸配布のようなチラシをつくってきちっと回収しているのか、そこをきちっとやらないとまた知らないで使ってしまう人が出てきますね。それをどうやっているかということ。

もう一つ、一般家庭でも農業資材用で、ベランダで園芸用で使っているようなことがあるのかどうかということなのですが、農家だけに周知徹底すればいいのかということ。この2つです。

〇農薬対策室課長補佐 今、お話がございましたように、私どもも可能な限り幅広く周知を行っていくことが重要であると考えておりまして、さまざまなルートで周知を行うように関係者に対して協力をお願いしていまして、まずは都道府県を通じてその普及担当部局からも農家にお知らせするし、農協の方を通じて組合員の方にもチラシを配る。更に農協のほかに商系という卸売店のルートがございますが、そちらの方からもお客様あてに周知する。また、農薬販売会社独自のルートもございますので、そちらの方からも拠点となっている販売店を通じてお客様あてにお知らせするというやり方をとっております。

これはそもそも家庭用に使えるようなものであるかという御質問ですけれども、そちらにつきましては、特に最後の頃はかなりユーザーが限られていて、一般の家庭で使えるような農薬ではなかったという認識でございます。

〇農産安全管理課長 補足しますと、これは毒物及び劇物取締法の方で毒物に指定されていますので、ホームセンターで気軽に買える農薬ではなくて、身元を明らかにしないと入手できないもので、我々はユーザーはプロの農家であろうと思っています。ただ、そのプロの農家が、先ほど楠川が言ったように、結構納屋に置いてあって気がつかずに使ってしまうというケースが小島委員指摘のようにあるものですから、我々今、周知を全農さんとか全農薬さんとかにお願いして、なるべく農家に対して納屋を気をつけてねということの周知を一生懸命やっているというところでございます。

○山本分科会長 よろしいでしょうか。

そのほかに何かございますでしょうか。

小島委員、どうぞ。

○小島委員 ちょっとくどいようで申し訳ないですが、その場合に商品名としてはたしか チオダンとマリックスでしたか、2つぐらいあったんですね。それを例えば農家の人たち に農協の人が言うんですけれども、例えば絵とか何かを見せて、商品の写真を載せてやる ぐらいでないと、気がつかない人がいると思いますし、牛肉のセシウムでもみんなそうだ ったんですが、きちっとやらないとまた問題が起きるといけないので、そこら辺はきちっ とやってほしいなと、意見として申し上げます。

○山本分科会長 ありがとうございます。

室長、何かありますか。

○農薬対策室長 せっかくの機会ですので、回収について紹介させていただきますと、こういう仕組みを徹底するということをとにかくやっていくために、我々が考えたのは単独のメーカーだけではできないだろう。是非、全農さんにも協力していただくということで、責任を持って回収、処分をするのはメーカーですが、そういう呼びかけを全農さんにやっていただくといったような役割分担をもって進めていただくということを我々、お願いしております。

今、回収をどうやっているかということを小島委員から質問があったのですが、確かに商品名がたくさんあるんです。エンドスルファンを含む農薬といっても農家の方はわかりませんので、これはチラシの例なのですけれども、メーカーさんの方でどういう剤の名称で売られているものが対象になるかということをきっちりポスターに書いていただいて、農家の方がわかりやすく、これだったらうちの納屋にあるなということをわかっていただくようなチラシにしていただくということで、できるだけ回収が進むようにということで工夫しながら進めているところでございます。

○山本分科会長 ありがとうございました。

そのほか何かございますか。

小島委員、どうぞ。

- ○小島委員 もう一つ、この食品への影響については、何か今まで、どのくらい残留しているのかというデータはあるのでしょうか。要するに、使われていたときに何 ppm 残っていたとか、何検体のうち何個残っていたとか、そういうことがもしあれば。
- ○農産安全管理課長 モニタリングですね。今、残留基準がすぐに出てこないのですけれども、登録する際に作物残留試験、これは各作物で防除の使用で一番農薬が残留しやすいような条件でやって、その作物にどのぐらい残留したかを試験的に出して、それでその使用基準にして残留したときに食べても安全かどうかということも評価して、残留基準が決まっていますから、少なくとも使用基準を守っていれば、残留基準を超えるようなことはないというのが農薬の仕組みになっているわけです。

ただ、実際全部の農家が最も残留しやすい条件で使ったときということでやっています

ので、実際はモニタリングで残ってくるかというのは、厚労省ではいろいろ調査したりしているのですが、データは持ち合わせておりません。

ただ、エンドスルファンというものは非常に残留性も高くて毒性もあるということで、 我々は結構厳しく規制してきた経過もありますので、それでモニタリングで見つかったと いうのは私も余り記憶にないですから、先ほど言いましたように、水質汚濁性農薬にもな っていて農家が使いづらいという面もあるので、そんなに地元でたくさん使われていたと いう剤ではないだろう。

ということで、経済的理由もあって先に登録が自然消滅しているということですから、 そういう点で薬剤の性質としては残留しやすいですけれども、実際のモニタリングではそ んなに頻度が高く見つかったというのは余り聞いてないのです。もし必要でしたら、厚労 省のモニタリング結果が出ていますので、後ほどお知らせできると思います。

○小島委員 それとついでに、その場合にかつて何回もあったように、土の中に残留していて使っていないのに 10 年、20 年後にも出てくるという場合が、いろんなものでありましたね。そういうおそれはこのエンドスルファンはあり得るのかないのか、そこら辺は予測できるんですか。

〇農産安全管理課長 今、言ったようなものは土壌残留性農薬として指定されてあります し、登録保留基準の方で土壌残留性も今は厳しくなっています。今、小島委員が言ったよ うな薬剤はそちらの方の別な登録保留基準の方で登録されないようになっているというこ とで、それは問題ないと思います。

ただ、最近の話題としては、そうではなくて一律基準のような話があったときに、場合によっては、ごく微量、土壌中にあったものが農作物に検出される可能性があるのではないかという議論は農薬の世界ではあるんですけれども、それは安全性というよりは、農薬の使用基準なり残留基準というものは、安全性も考慮していますが、もともと使用基準を守ったかどうかをチェックするための基準値という性格があって、つまり幾ら一生涯食べてもいい量が大きくても、ほとんど残留しないような使用方法がある限り、その残留試験の結果を見て残留基準をあえて大きな基準にはしませんので、それを超えているということは使用基準違反があったよねということを見つけるための基準にもなっているわけです。

そうしますと、一律基準で厚労省がやっているというのは、少なくとも日本では登録がないから使用しないはずなのに残留しているということは適用外使用があったから見つけられるように 0.01 にしているという意味合いがありますので、そのときに土壌にちょっと残っていて、例えば粒状でまいて仮畝をしたときに、そこにその後植えつけたらどうなんだとか、そういう新たな問題としてルール上との適合という意味では、後作の問題とか確かにあるんですけれども、それは先ほど小島委員が質問したような、広く残っているドリン剤とか、ああいうたぐいとは違うたぐいの問題ですので、現時点では先ほど小島委員の指摘があったような薬剤は登録もされていないということですし、今回のエンドスルファンはそういった問題があれば、その以前に禁止されているものですので、そういった心配

はないと考えていただければいいと思います。

- ○小島委員 よくわかりましたけれども、私が知りたかったのは、使ってなくても 0.01 を超える場合はあり得ますね。だから、かつて使っていた地域では土壌もどのぐらいあるかということを調べておいて、高いようなところでは吸い上げるような作物、北海道のときにはカボチャでたしかそういうことがあったんですが、大量に販売できなくなってしまうことがありましたね。そういうことが起きてしまうと困るので、それをちゃんとやっておいた方がいいのではないですかという意味です。
- ○農産安全管理課長 それはまさにヘプタクロルとかの問題で、ウリ科のドリン剤と同じ問題なんです。このエンドスルファンは、残留性があるということは直接かけたときに残留性が高いという性格で、ヘプタクロルのような土壌からというのは余りないので、土壌残留性が高いという問題にはなっておらず、そういう心配は必要ないと思います。
- ○小島委員 わかりました。
- ○山本分科会長 それでは、山野委員、どうぞ。
- ○山野委員 そもそもエンドスルファンの人への健康影響というのはどういうところがあるのでしょうか。
- ○農薬対策室長 毒物になっていて、急性毒性も大きいです。
- ○吉田委員 もし評価書等があれば、拝見して御説明いたします。
- 〇農薬対策室長 ちょっと今、調べてみますので、しばらくお待ちいただければと思います。
- 〇山本分科会長 毒性の評価書がありますので、それが出てきたら吉田先生に見ていただいてということで、ちょっとお待ちください。

そのほかにもし何か御意見、御質問ございましたら。

安藤委員、どうぞ。

- ○安藤委員 安藤ですけれども、4ページの省令に記載されている前の 26 で、農林水産省で押さえている回収率というものはどんなものでしょうか。二、三ほど例を挙げて説明していただけたらと思っているんです。
- 〇農薬対策室長 過去に販売禁止とした農薬については、失効時期が古いものが多く、どれぐらい回収しているということはわかりません。
- ○農産安全管理課長 農薬というのは、登録しないと販売してはいけないという性格があるのですが、農家が一旦購入して持っているものはラベルがずっと生きています。 通常は必要量を購入して使うのですが、農家ですから納屋に置いておいて、後で使うということもあって、我々は製剤の有効期限もあるのでやめてくださいねとは言っているんですが、法律上は過去に生きていたラベルで登録があるものは使用者は使っていいことになっている、ラベル主義になっているんです。

今回のように登録が失効してまだ間もない時期に禁止するというのは初のケースで、これまでは大分前に登録が失効していて、こういう強力な法律ができて事後的に禁止してき

たということで販売禁止時にはもはや存在しないと考えられるケースがほとんどでした。 だから、回収率のようなものをやらなくてはいけないケースはなかったんです。

つまり、もう有効期限切れで本来は存在しないと思っていたようなものを販売禁止にしてきたのですけれども、今回のケースですと農薬メーカーは平成20年ぐらいまでには製造するのをやめているので、多分農家の納屋にあるものは3年以上経っていますので、有効期限切れになっているはずなのですが、比較的販売禁止にする時期と農薬メーカーが製造をやめたのが近い薬剤というのは今回が初のケースなので、我々もこのように回収に力を入れているというのは、そういう背景があります。

〇農薬対策室長 つけ加えますと、この中でジコホールというのは、平成22年1月の審議会で販売禁止の審議を行ったもので、これが最近のものです。これについては、実は今回のエンドスルファンの回収と併せて、再度回収を呼びかけるということで、全農さんにも協力していただいています。というのは、販売禁止農薬にした後も、実際に何件か農作物からジコホールが検出されたということがございました。

そこで改めまして、もう一度このジコホールにつきましても今回を契機に回収を呼びかけるという形で回収の徹底を図り、かつ各メーカーの方から回収量について報告をさせていただくという形でお願いしているところでございます。

ただ、母数の方がなかなかわからないので、回収量はある程度わかるんですけれども、 パーセントというと少し難しいかもしれません。

〇山本分科会長 これを使用禁止農薬にするという省令改正については、皆さん御異論ないと思うのですが、その周辺のことでいろいろと御意見をいただいております。

では、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 エンドスルファンは、98年に JMPR で審査されていますので、比較的新しい評価内容を持ってきていただきました。それによりますと、ADI はゼロから 0.006mg/kg ボディウエートということですが、主なターゲット臓器は実験動物においては腎臓。長期投与ですと精巣にもあるようですけれども、98年ですので毒性のプロファイルが明らかになっておりますので、ヒトの健康影響につきましても、このような形で国際的にもしっかり議論がされている剤といってよいと思います。

以上です。

○山本分科会長 よろしいですか。

小島委員、どうぞ。

○小島委員 これも1つ要望なんですけれども、こういうときに過去の報道なんかをよく 見ると、欧米を中心に自閉症のような神経系の発達に影響があるのではないかという議論 が常に出てきますね。有機リン系、これはエンドスルファンだけではないのですけれども、 そういうものに対して世界中のデータがどうなっているのかということもわりと速やかに 答えられるように、資料を整備しておいていただく方がいいのではないかと思います。 ○山本分科会長 今回のケースは有機塩素系ですね。 ○小島委員 確かにそうなんですけれども、過去のいろんな報道を見ると、例えばアメリカでは市民団体がそういうことを問題にしているとかいうことが出てくるのです。だから、何を基にして言っているのか私もよくわからないのですが、例えばそれはごく少数の化学者が言っていることで、ほとんど信頼できるデータではないと言えるのだったら、さっと答えられた方が私も理解できますので、そういうデータをすぐに答えられる事例があった方がいいのではないかと思います。

○農薬対策室長 わかりました。今回、時間がかかって大変申し訳なかったんですが、できるだけそういう情報を速やかにこちらも整備して、お答えできるようにしていきたいと思います。

〇山本分科会長 そうですね。いろんな真偽のほどがわからないような話も出てきたりしますので、そういうものが出てきたときに一つ一つきちんと、それはこういう科学的な事実に基づいてこういうことは考えられないですよ、ということを丁寧に答えて、一回一回科学的な立場からメッセージを出していくということも非常に大事かなと思いますので、そういう御意見だったかと思います。

それでは、大体御意見をいただいたようですが、先ほど少し申し上げましたけれども、この省令改正につきましては、皆さんどうも御異論がないと受けとめてございます。このエンドスルファンを農薬の販売を禁止する省令に規定する物質に追加するということでよろしいでしょうか。

それでは、よろしいようですので、諮問に対する答申案がございましたら、それをお願いします。

- ○農薬対策室課長補佐 では、ただいまより答申案を配付させていただきたいと思います。 (答申案配付)
- ○山本分科会長 ご覧いただきましたでしょうか。

冒頭事務局の方から御説明がございましたように、資料3の5ページの改正案のとおり、 このエンドスルファンを追加するということが妥当であるという答申案でございます。い かがでしょうか。

それでは、特に御意見がないようでございますので、こういった答申をさせていただき たいと思います。どうもありがとうございました。

〇農薬対策室課長補佐 それでは、今後のスケジュールにつきまして、資料4で簡潔に御説明させていただきたいと思います。本日、農業資材審議会農薬分科会で御審議いただきました。今後、法令の手続に従いまして、環境大臣への協議やパブリックコメントの実施、こういった手続をさせていただきまして、最終的には4月の頭に省令改正という形で進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

- ○山本分科会長 ありがとうございました。
 - 4月に省令改正の運びになるということでございます。

以上で本日用意されました議題が終了ということでございますが、そのほか何か、事務 局の方でございますか。

〇農薬対策室長 それでは、本日の議事概要及び議事録の扱いについて説明させていただきます。

本日の議事録及び議事概要につきましては、事務局で作成いたします。後日、委員の皆様にご確認していただきたいと考えております。確認が終わりましたら、本日お配りした資料とともに農林水産省のホームページで公開させていただきたいと考えております。 以上です。

○山本分科会長 ありがとうございました。

それでは、これで本日の「農業資材審議会農薬分科会」の議事をすべて終了しましたので、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、事務局の方に進行をお返しします。

〇農薬対策室長 本日は御多忙の中、御審議いただきまして誠にありがとうございます。 以上をもちまして、「農業資材審議会農薬分科会」を終了いたします。

ありがとうございました。

午前 10 時 59 分 閉会